

山形おきたま農業協同組合

定款・規約・諸規程集

## 第9章 業務に関する規程

### 第1節 信用事業に関する規程

## ○信用事業取扱手数料要領

平成6年4月1日制定

改正 平成 7年10月20日	改正 平成 7年11月13日	改正 平成 9年 4月 1日
改正 平成10年 2月23日	改正 平成10年 8月 3日	改正 平成10年10月 5日
改正 平成11年 5月12日	改正 平成11年10月12日	改正 平成12年 3月 1日
改正 平成12年 6月 5日	改正 平成12年 9月18日	改正 平成12年10月 2日
改正 平成12年12月 1日	改正 平成13年11月19日	改正 平成14年12月 7日
改正 平成15年 4月16日	改正 平成15年 9月12日	改正 平成18年 2月 1日
改正 平成18年 3月27日	改正 平成18年 6月12日	改正 平成18年12月 1日
改正 平成19年 5月 6日	改正 平成20年 1月 4日	改正 平成20年 3月 1日
改正 平成20年 7月22日	改正 平成20年10月20日	改正 平成20年 5月 1日
改正 平成21年11月 2日	改正 平成22年 1月 4日	改正 平成22年 4月 1日
改正 平成22年 6月18日	改正 平成23年 3月 1日	改正 平成23年 7月 1日
改正 平成24年 7月12日	改正 平成24年 8月14日	改正 平成24年 9月11日
改正 平成25年11月18日	改正 平成26年 4月 1日	改正 平成26年 8月 6日
改正 平成26年10月20日	改正 平成27年 8月17日	改正 平成27年11月16日
改正 平成28年 1月 1日	改正 平成28年11月13日	改正 平成29年10月 2日
改正 令和 1年10月 1日	改正 令和 3年 4月 1日	改正 令和 3年10月 1日
改正 令和 4年 4月 1日	改正 令和 4年 5月 1日	改正 令和 4年11月 4日
改正 令和 4年12月 1日		

(目的)

第1条 この要領は、信用事業にかかる諸取引について、利用者の実費負担を基本とした適正な取扱手数料を徴収することを目的として定める。

(手数料の範囲)

- 第2条 徴収する手数料の範囲は次のものとする。
- 1 貸出・債務保証事務の取扱いにかかるもの
  - 2 貯金等事務の取扱いにかかるもの
  - 3 内国為替事務の取扱いにかかるもの
  - 4 国債等窓販事務の取扱いにかかるもの
  - 5 投信窓販事務の取扱にかかるもの
  - 6 株式払込金受入事務の取扱いにかかるもの
  - 7 保護預り事務の取扱いにかかるもの
  - 8 その他信用事業の取扱いにかかるもの

(手数料)

第3条 利用者から徴収する取扱手数料は、別表1によるものとし、減免については別表2に定める。

(その他)

第4条 この要領に定めていない手数料については、組合長が別に定める。

## 別 表 1

令和4年12月1日現在

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項 目	細 目		
1. 貸出・貯金等 事務共通	(1) 残高証明書発行手数料		
	随時発行 (1通)	550	受付の都度
	定期発行 (1通)	330	受付の都度
	英文用証明書 (1通)	3,300	受付の都度
	(2) 取引履歴照合表等発行手数料 (1件)	550	受付の都度
2. 貸出・債務 保証事務	(1) 融資証明書(見込証明書含む) (1通)	3,300	交付の都度
	(2) 借入申込書等の手数料(手形含む) (1件)	1,100	実行の都度
	貯金担保の手形含む		
	(3) 当座貸越借入申込書等の手数料 (カードローン・営農ローン等)	1,100	実行の都度
	(4) ローンカード発行手数料	初回無料	
	(5) ローンカード再発行手数料	1,650	受付の都度
	(6) 住宅ローン取扱手数料		
	ア. 融資額1,000万円未満	33,000	実行の都度
	イ. 融資額1,000万円以上	55,000	実行の都度
	(7) 貸付住宅ローン・事業資金取扱手数料		
	ア. 融資額5,000万円未満	66,000	実行の都度
	イ. 融資額5,000万円以上1億円未満	88,000	実行の都度
	ウ. 融資額1億円以上	110,000	実行の都度
	(8) リフォームローン取扱手数料		
ア. 融資額1,000万円未満	11,000	実行の都度	
イ. 融資額1,000万円以上	22,000	実行の都度	
(9) 貸付金条件変更(住宅・貸付住宅ローンのみ) 固定期間再選択・期間途中の金利変更等含む	5,500	変更の都度	
(10) 貸付金繰上償還 (住宅・貸付住宅ローン)			
①一部繰上償還(固定金利・変動金利特約書無)	5,500	償還の都度	
②全額繰上償還(固定金利・変動金利特約書無)	5,500	償還の都度	
③固定変動金利選択型住宅ローン(特約書有)			
ア. 一部繰上償還(選択金利期間中)	22,000	償還の都度	
イ. 全額繰上償還(選択金利期間中)	55,000	償還の都度	
(11) その他貸付金繰上償還 (一部・全額繰上償還全て)	1,100	償還の都度	
(12) 制度資金申込書等の手数料 公庫資金(転貸を含む)を除く	2,200	実行の都度	
(13) 登記情報サービス(登記簿謄本) (1通) (顧客より徴収依頼を受付した場合)	400	交付の都度	
(14) IB契約者一部繰上償還(住宅・生活関連ローン)	無料	償還の都度	

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項目	細目		
3. 貯金業務	(1) 当座性貯金口座開設手数料 2冊目以降1冊につき (※貯金種目ごと)	1,100	受付の都度
	(2) 未利用口座管理手数料 貯金残高基準1万円未満、2年間利用がない口座	1,320	毎年10月第3土曜日
	(3) 媒体持込手数料 (1回)	5,500	受付の都度
	(4) 貯蓄貯金自動振替サービス手数料	無料	
	(5) カード発行手数料		
	①ICキャッシュカード (1枚)	無料	
	②JAカード(一体型) (1枚)	無料	
	③成年後見人等カード (1枚)	無料	
	(6) 再発行手数料		
	①貯金通帳 (1冊)	1,100	受付の都度
	②貯金証書 (1通)	1,100	受付の都度
	③キャッシュカード (1枚)	1,100	受付の都度
	(7) 手形等用紙代		
①小切手帳 (1冊)	660	交付の都度	
②約束手形・為替手形 (1冊)	880	交付の都度	
③自己宛小切手 (1枚)	550	交付の都度	
④マル専手形 (1枚)	550	交付の都度	
(8) マル専当座貯金開設口座 (1口座)	3,300	口座開設時	
(9) 口座振替・振込手数料 (1件)	個別契約による	個別契約による	
(10) 法人インターネットバンキング 口座振替・振込手数料 (1件)	個別契約による	個別契約による	
(11) 窓口収納手数料 (1件)	個別契約による	個別契約による	
(12) 同一店内振込手数料			
①窓口			
ア.振込金額3万円未満 (1件)	110	取引の都度または 個別契約による	
イ.振込金額3万円以上 (1件)	330		
②自動化機器			
ア.系統カード振込 (1件)	110	取引の都度	
イ.他行カード振込 (1件)	220	取引の都度	
③ インターネットバンキング			
④ ファームバンキング・ホームバンキング			
(13) 定時自動送金・自動集金振替振込手数料 下表のとおり			
	当組合本・支店あて	系統金融機関あて	他金融機関あて
振替手数料	3万円未満1件につき 110円	/	/
	3万円以上1件につき 330円		
振込手数料		3万円未満1件につき 110円	3万円未満1件につき 440円
		3万円以上1件につき 330円	3万円以上1件につき 660円
なお、定時自動集金振替振込手数料について個別契約を締結している場合は、個別契約に準じた手数料とする。			

取扱手数料項目		手数料金額 (円)		徴収方法	
項目	細目				
	(14) インターネットバンキングサービス利用料 (1 契約)	無料		取引の都度	
	(15) ファームバンキング・ホームバンキング 月額手数料	3,300			
	(16) 法人インターネットバンキングサービス利用料 (1 契約、月額)	無料			
	① 契約料	1,100			
	② 照会・振込サービス利用料	3,300		ネット取引の都度	
	③ 照会・振込サービス+データ伝送サービス利用料				
	(17) 顧客手数料 下表のとおり	下表のとおり			

  

曜日	時間帯	同一農協内取引 県内農協相互間系統 全国ネット		ゆうちょ銀行 提携ネット (注1)		業態間提携ネット			セブン銀行・ ローソン銀行・ イネットATM提携 (注2)			
		入金	出金	入金	出金	JFマリンバ ンク	三菱 UFJ銀行	以外				
平日	8:00 ~ 8:45	無料	無料	無料	220	無料	110	220	110			
	8:45 ~ 18:00				110		無料	110	無料			
	18:00 ~ 21:00				220		110	220	110			
土曜日	8:00 ~ 9:00				220		110	220	110	220	110	
	9:00 ~ 14:00				110		無料	110	220	無料		
	14:00 ~ 21:00				220		110	220	110	220	110	
日曜日	8:00 ~ 21:00								220	110	220	110
祝日	8:00 ~ 21:00								220	110	220	110
年末休日	8:00 ~ 21:00								220	110	220	110

  

曜日	時間帯	ATM振込				
		JFマリンカード	他県カード	他行カード		
平日	8:00 ~ 8:45	無料	無料	220		
	8:45 ~ 18:00			110		
	18:00 ~ 21:00			220		
土曜日	8:00 ~ 9:00			220		
	9:00 ~ 14:00			220		
	14:00 ~ 21:00			220		
日曜日	8:00 ~ 21:00					220
祝日	8:00 ~ 21:00					220
年末休日	8:00 ~ 21:00					220

(注1) ゆうちょ銀行提携の顧客手数料は、当組合の顧客がゆうちょ銀行のATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注2) セブン銀行・ローソン銀行・イネットATM提携の顧客手数料は、当組合の顧客がセブン銀行・ローソン銀行・イネット提携ATMを使用する際当組合が課金するもの。

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項目	細目		
4. 内国為替事務	(1) 為替手数料 下表のとおり	下表のとおり	為替取引の都度
	当組合本・支店、系統あて	他金融機関あて	
送金手数料	1件につき 440円	普通扱い (送金小切手)	1件につき 660円
振込手数料	窓口利用 (注1)	電信扱い 3万円未満1件につき 220円 3万円以上1件につき 440円	電信扱い 3万円未満1件につき 550円 3万円以上1件につき 770円
		文書扱い (県内) ※おきたま管内は無料 3万円未満1件につき 220円 3万円以上1件につき 440円	文書扱い (県外と他金融機関) 3万円未満1件につき 550円 3万円以上1件につき 770円
	機械利用 (注2)	当組合カード 3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 330円	電信扱い 3万円未満1件につき 440円 3万円以上1件につき 660円
		他県・JF マリンカード 3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 330円	電信扱い 3万円未満1件につき 440円 3万円以上1件につき 660円
		他行カード 3万円未満1件につき 220円 3万円以上1件につき 440円	電信扱い 3万円未満1件につき 550円 3万円以上1件につき 770円
	代金取立手数料	電子交換所取立	
個別取立(注3)			1通につき 1,210円
○ 送金・振込の組戻料		1件につき	660円
○ 不渡手形返却料		1通につき	1,100円
○ 取立手形組戻料		1通につき	1,100円
○ 取立手形店頭呈示料		1通につき	1,100円
○ 離島回金料			無料
<p>(注1) 視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用(自動化機器)と同額とする。</p> <p>(注2) 機械利用とは自動化機器による振込、インターネットバンキング、ファームバンキング、ホームバンキング、法人JAインターネットバンキングによる振込等をいう。</p> <p>(注3) 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるもの。</p>			



## 別 表 2

## 為替手数料・同一店内振込手数料及び窓口両替手数料の減免について

標記手数料について信用事業取扱手数料要領第3条の減免等の特例については、下記のとおり取扱うものとする。

## 記

## 1. 為替手数料・同一店内振込手数料の減免取引先について

- ①免除を行う取引先は取引先一覧表記載の取引先とする。
- ②上記取引先一覧表に記載のない取引先と減免を継続的に行う場合は起案決裁（常務決裁）とする。
- ③継続的減免以外の減免については、災害時、人道的な理由で緊急を要する場合のみ職制規程により行うものとする。

## 2. 窓口両替手数料の減免取引先について

- ①子会社とする。

以上

## 手数料免除の取引先一覧表

## 1. 為替手数料

取引先等	対象内容	手数料（免除は○印）			備考
		当組合本・支店間	県内系統	他行	
1. 国・地方公共団体及びこれに準ずるもの					
市町村・指定金融機関	公金に係る取扱	○	○	○	
土地開発公社		○	○	○	
農業委員会		○	○	○	
社会福祉協議会	会費・共済金	○	○	○	
県企業局		○	○	○	
やまがた農業支援センター		○	○	○	
県学校給食会	給食資材代	○	○		
町村議会議員共済会 山形県支部	受給者への振込	○	○		
県農業村づくり構成団体	負担金の振込	○	○		
県職員財形の払戻金		○	○		
置賜家畜保健衛生所		○	○	○	
2. 農業関係団体等					
土地改良区		○			
農業共済組合		○			
森林組合		○			



取引先等	対象内容	手数料（免除は○印）			備考
		当組合本・支店間	県内系統	他行	
3. 当 J A 関連組織・団体					
生産実行組合		○			
青年部		○			
女性部		○			
年金友の会		○			
作物振興部会		○			
4. 特殊扱為替					
給与振込		○	○	○	
日本政策金融公庫直扱償還		○	○	○	
山形県農業信用基金協会		○	○		
当組合への貯金協力の場合の払戻金		○	○	○	
子会社		○			

注1) J A 内部または受託組織会計からの振込手数料は免除とする。

但し、飲食代・資材購入等の場合で本支店間に振込む場合の手数料は、3万円以上330円、3万円未満110円とする。他行に振込む場合は別表1に記載する手数料とする。

注2) 3の当 J A 関連組織・団体については、その関連組織・団体が振込する場合およびその組織・団体の構成員が関連組織・団体に振込する場合とも免除とする。

但し、飲食代・資材購入等の振込については、注1と同様とする。

注3) 子会社については、依頼人・受取人になる場合両方免除とする。

注4) 上記については、取引先が為替の依頼人となる取引の手数料を免除するものだが、やまがた農業支援センター・県学校給食会・日本政策金融公庫直扱償還・山形県農業信用基金協会については、取引先が為替の受取人となる取引の手数料を免除するもの。

## 2. 同一店内振込手数料の免除

### (1) 為替手数料を免除している取引先